

令和7年11月6日

入間市長 杉 島 理一郎 様

入間市上下水道審議会
会長 相 葉 孝



水道料金及び下水道使用料のあり方と改定の必要性について（答申）

令和7年4月22日付け入経発第34-1号で諮問があったことについては、
下記のとおり答申いたします。

記

入間市の上下水道事業において、水道事業は平成11年に料金改定を、下水道事業は平成18年に使用料改定を行って以来、消費税率の改定を除き、現行料金や使用料を維持し、経営努力による健全経営を継続してきたと認識しています。

しかしながら、人口減少に伴う水需要の減少により、上下水道料金収入が年々減少傾向にある一方で、高度経済成長期に整備した施設等は本格的な更新時期を迎えていること及び埼玉県水道用水供給事業による水道用水料金の改定、県下水道維持管理負担金の増額により支出がこれまでになく増加します。これに加え、昨今の老朽管破損がもたらす日本社会への影響や人口減少による現行の料金体系の課題が顕在化するなど、今後も厳しい事業環境となる見込みであり、このままでは経営を続けていくことが困難になることが見込まれます。

こうした中、安定した持続可能な経営を行うための望ましい水道料金及び下水道使用料のあり方と改定の必要性について、入間市上下水道審議会では、予定の審議会開催回数を超え、5回にわたり審議を重ね委員から多岐にわたる意見のもと結論に至りましたので、次のように答申するものです。

1. 審議結果（結論）

水道料金及び下水道使用料のあり方と改定の必要性について審議した結果、改定は必要であり、改定案の内容は適切であると考えます。

2. 審議内容と意見集約

（1）水道料金について

ア. 水道料金改定時期

今後の収支状況を試算した結果、高度経済成長期に整備した施設等の本格的な更新や、入間市の水道水の80%を占める埼玉県水道用水供給事業

の受水費が令和8年度から21%値上がりすること等により、令和8年度に経常収支が赤字に転じ、令和10年度には適切な運転資金が不足することと、改定した場合の条例の改正時期や市民への周知期間の確保を鑑み、料金改定時期は令和8年10月からとすることが適切であると考えます。

イ. 料金改定率

算定期間を水道料金算定要領に則り、令和8年10月から令和13年9月までの5年間とし、その期間に必要な最低限の収益を試算しました。また、今後30年間の中期耐震化計画で直近10年間に必要な事業費用を踏まえ、将来の財政収支見通しや算定期間内の総括原価などに基づいて検討したところ、改定率35%の料金改定が必要であると考えます。

ウ. 基本料金・従量料金の割合

本市の水道料金体系は、水使用の有無にかかわらず使用者が負担する「基本料金」と使用水量に応じて使用者が負担する「従量料金」で構成される二部料金制となっています。

現在の水道料金収入のうち、基本料金が占める割合は約13%であり、県内55ある水道事業者の中でかなり低い水準になっています。

今後、水需要の減少に左右されず、固定費を回収するには、基本料金で費用を回収できる料金体系に移行する必要があるため、基本料金割合を現行の13%から20%程度に高めることは適切であると考えます。

エ. 新たな水量区分の新設

「基本料金割合20%」とした場合、基本料金の大幅な値上げが必要となり、少量使用者において急激な負担の増加が懸念されます。そのため、1～5^m³/月の従量料金の区分を新設し、改定単価をできる限り抑えた10円（税抜）と設定したことについては、少量使用者への配慮として適切であると考えます。

(2) 下水道料金について

ア. 下水道使用料改定時期

今後の収支状況を試算した結果、国の指導で、公営企業法に基づく独立採算制により、一般会計からの基準外繰入金令和7年度から見直したことや埼玉県が運営する荒川右岸流域下水道の維持管理負担金が令和7年度から段階的に約35%値上がりすること等により、令和9年度に経常収支が赤字に転じることと、改定した場合の条例の改正時期や市民への周知期間の確保を鑑み、料金改定時期は水道料金と同じく令和8年10月からとすることが適切であると考えます。

イ. 使用料改定率

算定期間を水道料金と同じく、令和8年10月から令和13年9月までの5年間とし、国の基準に従い、調査した管路のうち、対策緊急度の高い管路を適切に更新した場合の必要最低限の収益の試算を検討したところ改定率33%の使用料金の改定が必要であると考えます。

ウ. 経費回収率の改善

本市の下水道事業は、汚水処理する費用を、どの程度使用料収入で賄えているかの指標である経費回収率が93.2%と他市と比較しても大幅に低いことが課題でしたが、今回の改定で、算定期間の間は本来望ましい100%以上を確保する考え方は適切であると考えます。

エ. 新たな従量使用料区分の新設

現在の本市の使用料体系は、10^m³/月までを基本使用料のみ使用者に負担する制度を採用していますが、本制度は使用者の節水効果が働きにくい等、国においても解消すべきとの見解が示されています。

そのため、従量使用料の区分に「5^m³を超え10^m³までの分」を新設し、今後安定した収入を確保するためにも、5^m³/月までを基本使用料のみとして範囲を狭める考え方は妥当であると考えます。

3. 水道料金及び下水道使用料改定案

本審議会で審議を重ねた結果を反映した水道料金及び下水道使用料改定(案)として別表のとおりとします。

4. 付帯意見

今回の水道料金の改定においては、下水道使用料の同時改定による使用者負担を考慮し、安全・安心な上下水道事業の運営が議論され、特に現行の水道料金体系で「基本料金割合の段階的な増加」による使用水量によらない収入を確保する必要があるなどの意見が出されました。また、今後の社会情勢の変化や埼玉県水道用水供給事業による水道用水料金の改定、県下水道維持管理負担金の変更などの動向を見据え、算定期間後の状況を的確に捉えて定期的(概ね5年後)に料金・使用料の見直しを行うことが必要と思われます。

別表

【水道料金改定案（税抜）】

用途	基本料金		従量（超過）料金	
	メーター若しくは子メーターの口径又は使用水量	金額	使用水量	金額（1立方メートルにつき）
一般用	13 ミリメートル	600 円	1 立方メートルから 5 立方メートルまでの分	10 円
	20 ミリメートル	800 円	5 立方メートルから 10 立方メートルまでの分	80 円
	25 ミリメートル	1,800 円	10 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの分	150 円
	30 ミリメートル	2,800 円	20 立方メートルを超え 40 立方メートルまでの分	210 円
	40 ミリメートル	6,600 円	40 立方メートルを超え 100 立方メートルまでの分	280 円
	50 ミリメートル	19,800 円	100 立方メートルを超え 250 立方メートルまでの分	360 円
	75 ミリメートル	24,000 円	250 立方メートルを超える分	420 円
	100 ミリメートル	39,600 円		
	150 ミリメートル	92,700 円		
	200 ミリメートル	170,400 円		
	100 立方メートルまで	12,000 円	100 立方メートルを超える分	170 円
臨時用		6,600 円	1 立方メートルから	480 円

【新旧基本料金比較表（税抜）】

用途	基本料金			
	メーター若しくは 子メーターの口径 又は使用水量	現行	改定案	差額
一般用	13 ミリメートル	250 円	600 円	350 円
	20 ミリメートル	300 円	800 円	500 円
	25 ミリメートル	1,250 円	1,800 円	550 円
	30 ミリメートル	2,000 円	2,800 円	800 円
	40 ミリメートル	5,500 円	6,600 円	1,100 円
	50 ミリメートル	16,500 円	19,800 円	3,300 円
	75 ミリメートル	20,000 円	24,000 円	4,000 円
	100 ミリメートル	33,000 円	39,600 円	6,600 円
	150 ミリメートル	77,200 円	92,700 円	15,500 円
	200 ミリメートル	142,000 円	170,400 円	28,400 円
公衆浴場用	100 立方メートル まで	10,000 円	12,000 円	2,000 円
臨時用		5,500 円	6,600 円	1,100 円

【新旧従量料金比較表（税抜）】

用途	従量（超過）料金			
	使用水量	現行	改定案	差額
一般用	1 立方メートルから 5 立方メートルまでの分		10 円	新設

	5 立方メートルから 10 立方メートルまでの分	75 円	80 円	5 円
	10 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの分	120 円	150 円	30 円
	20 立方メートルを超え 40 立方メートルまでの分	170 円	210 円	40 円
	40 立方メートルを超え 100 立方メートルまでの分	220 円	280 円	60 円
	100 立方メートルを超え 250 立方メートルまでの分	270 円	360 円	90 円
	250 立方メートルを超える分	320 円	420 円	100 円
公衆浴場用	100 立方メートルを超える分	130 円	170 円	40 円
臨時用	1 立方メートルから	370 円	480 円	110 円

【下水道使用料改定案（税抜）】

使用料区分	使用水量	金額
基本使用料	5 立方メートルまでの分	750 円
従量使用料	5 立方メートルを超え 10 立方メートルまでの分	67 円
	10 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの分	127 円
	20 立方メートルを超え 30 立方メートルまでの分	141 円
	30 立方メートルを超え 50 立方メートルまでの分	161 円
	50 立方メートルを超え 100 立方メートルまでの分	174 円
	100 立方メートルを超え 200 立方メートルまでの分	194 円
	200 立方メートルを超え 500 立方メートルまでの分	228 円
	500 立方メートルを超える分	255 円
公衆浴場汚水	1 立方メートルにつき	63 円

【新旧使用料比較表（税抜）】

使用料区分	使用水量	現行	改定案	差額
基本使用料	5 立方メートルまでの分	700 円	750 円	50 円
従量使用料	5 立方メートルを超え 10 立方メートルまでの分		67 円	新設
	10 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの分	95 円	127 円	32 円
	20 立方メートルを超え 30 立方メートルまでの分	105 円	141 円	36 円
	30 立方メートルを超え 50 立方メートルまでの分	120 円	161 円	41 円
	50 立方メートルを超え 100 立方メートルまでの分	130 円	174 円	44 円
	100 立方メートルを超え 200 立方メートルまでの分	145 円	194 円	49 円
	200 立方メートルを超え 500 立方メートルまでの分	170 円	228 円	58 円
	500 立方メートルを超える分	190 円	255 円	65 円
公衆浴場汚水	1 立方メートルにつき	47 円	63 円	16 円